平成２３年（フ）第１７４号
宮崎県小林市細野462番地13
債務者　上野　信子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８２号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原5381番地63、住民票上の住所宮崎県えびの市大字原田2322番地17
債務者　長野　兼雄
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第５５号
北海道新冠郡新冠町字本町74番地の18
債務者　胡桑野マス子（旧姓谷藤）
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第１５４号
茨城県取手市谷中600番地１、前住所千葉県松戸市松戸817番地の１　サンクレイドル松戸弐番館303号
債務者　末吉由美子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１７号
茨城県取手市井野3471番地１
債務者　倉持　美紀
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
茨城県龍ケ崎市3459番地、前住所茨城県稲敷郡河内町片巻357番地12
債務者　齋藤　美嘉
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
茨城県取手市井野団地１番14―302号
債務者　加藤　祐子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３０号
茨城県取手市本郷４丁目12番３―207号
債務者　武上　恭久
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
茨城県龍ケ崎市佐貫町740番地　アクティ佐貫３棟101号室
債務者　田崎みさ子
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
群馬県太田市東新町550番地２　アヴェニールＡ―103号
債務者　村上　俊哉（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２６５号
長野県塩尻市大字広丘吉田2903番地74　ライムシャワー101、前住所長野県塩尻市大字広丘吉田997番地14　ウーバノーベ202
債務者　山﨑　静香
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第９６７号
兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の26　ファミール武庫川東214
債務者　前田　二郎
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９６９号
兵庫県尼崎市西川１丁目７番１―302号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町２丁目20番12号　エメラルドパート１―405
債務者　大本　美弥（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３２号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目36番１―1110号、住民票上の住所兵庫県尼崎市南塚口町２丁目15番24号　エクセル塚口401
債務者　藤井　　舞
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０９号
佐賀県佐賀市富士町大字松瀬2618番地87
債務者　中村　琳宥
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１０号
佐賀県佐賀市富士町大字松瀬2618番地87
債務者　中村　　緑
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
佐賀県佐賀市諸富町大字寺井津486番地
債務者　貞富　千秋
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係